

スクールバス高速道路線の生徒乗車管理について

令和7年9月22日
昭和薬科大学附属高等学校・中学校

第1（目的）

本件は、昭和薬科大学附属高等学校・中学校（以下、「学校」という。）が運行する生徒通学用のスクールバスであってかつ高速道路を通行する路線の乗車手続き等に関する事項を定めるものであり、もって生徒の乗車管理に資することを目的とする。

第2（定義）

本件における用語の定義は次のとおりとする。

- （1）高速道路を通行するスクールバスは学校が指定するマイクロバスとし、その運行路線を「高速道路線」という。
- （2）高速道路線の台数や乗車人数には制限があることから、乗車を希望する生徒は、事前にフォームを通じた申込みを行うこととし、その手続きを「事前申請」という。

第3（事前申請）

事前申請は、各学期に入る前に生徒及び保護者向けに学校から案内することとし、一定の申請期間を設けるものとする。なお、事前申請は生徒本人または保護者に限るものとし、生徒1人に対し1回までの申請とする。

第4（許可）

許可は、事前申請期間終了後、各学期に入る前に学校から申請者宛に「許可通知」を行うものとする。なお、乗車の許可期間は学期単位とする。

第5（許可基準）

事前申請の結果、乗車定員を超える申請があった場合は次に掲げる事項を基準に学校が確認及び抽選を行うものとする。

- （1）申請者の重複確認。
- （2）乗車定員に対して、申請者の学校区分（中学/高校）及び学年による申請者比率を抽出し、学年毎に乗車定員を割り当てる。

ただし、高速道路線導入年度である令和7年度限りの措置として、前記（2）よりも「残りの在籍期間が少ない高校3年生の申請」を優先的に扱うものとする。

第6（生徒の乗車について）



許可通知を受けた生徒が高速道路線に乗車する際は、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 許可通知を受けた生徒は、その通知内容を印刷または画像保存等の方法により、乗車時に運転手へ提示できるようにすること。
- (2) 乗車を許可された生徒であっても、乗車当日に許可通知が確認できない場合には、乗車できないことがあることに留意すること。

第7（通学経路等に変更が生じた場合について）

- (1) 許可通知を受けた生徒または保護者が諸般の事情により高速道路線の通学経路や通学手段を変更する場合には、変更の届出を行うべく速やかに学校事務室へ申し出ること。
- (2) 学校は、乗車定員に空きが出た場合、原則、事前に申請のあった希望者の中から抽選を行い許可通知を行うものとする。

第8（許可通知を受けた生徒が乗車当日欠席する場合について）

許可通知を受けた生徒が乗車当日欠席する場合であっても、原則、事前に許可されていない生徒は乗車することができない。

第9（禁止事項）

次に掲げる事項が発覚した場合には学校から指導若しくは処分等を行う場合がある。

- (1) 生徒本人または保護者以外による「なりすまし申請」。
- (2) 乗車許可の貸与、譲渡またはこれに類すると見なされる行為。

第10（附則）

第3及び第4に記す「各学期」については、高速道路線導入年度である令和7年度第2学期に限り、「スクールバス登校路線のリニューアル」と読替えるものとする。

以上